

## ○津山市市税等のコンビニエンスストア収納事務の委託に関する規則

平成 27 年 3 月 27 日  
津山市規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条並びに地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項及び第 158 条の 2 第 1 項, 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 56 条第 3 項, 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 80 条の 2, 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 114 条, 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 144 条の 2 並びに子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)附則第 6 条第 5 項の規定による市税等のコンビニエンスストア収納事務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市税等 市民税, 県民税, 固定資産税, 都市計画税及び軽自動車税並びに保育所の保育料, 国民健康保険料, 後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいう。
- (2) コンビニエンスストア収納事務 取扱店において市税等(普通徴収に係るものに限る。)を収納し, その収納した市税等(第 4 号において「収納金」という。)及び収納に係る情報(第 4 号において「収納データ」という。)を会計管理者に提供する事務をいう。
- (3) 取扱店 コンビニエンスストア(統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げるコンビニエンスストアをいう。)を総轄している事業者(以下「コンビニ本部」という。)の直営店及びコンビニ本部又はこれに準ずる者とフランチャイズ契約(特定の商品の販売又は役務の提供について独占的権利を有する事業者が, その加盟店に対し当該事業者の称号, 商標等を使用して営業する権利及び一定の地域内における商品又は役務の独占的な販売権又は提供権を与えるとともに, 営業上の指導等を行い, その対価としての特約料を受領することを内容とする契約をいう。)を締結している加盟店の各店舗をいう。
- (4) 収納代行業者 収納金及び収納データを会計管理者に代わって各コンビニ本部から受け取り, 取りまとめて会計管理者に提供する事業者をいう。

(委託の基準)

第 3 条 コンビニエンスストア収納事務を委託することができる者の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 売上, 資金量その他経営に関する客観的事項が良好であり, かつ, 遅滞なく収納された市税等を指定金融機関へ確実に払い込むことができる能力を有していると認められること。
- (2) 公金又は公共料金の収納事務の受託に関して十分な実績を有し, かつ, 収納された市税等の保管等が安全であると認められること。

(3) 収納した市税等の計算及び情報の確認を行うことができる電子計算機を有し、その電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提供することができること。

(4) 個人情報の改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な管理体制を有すること。

2 コンビニエンスストア収納事務を委託する収納代行業者の選定に関する基準等については、市長が別に定める。

(契約の締結)

第4条 市長は、前条第1項の基準に該当する収納代行業者にコンビニエンスストア収納事務を委託する場合は、次に掲げる事項を記載した契約書により契約を締結するものとする。

(1) 委託契約の期間

(2) 委託業務の内容

(3) 委託料の額及び支払方法

(4) 帳簿等の検査の実施

(5) 秘密の保持

(6) 損害賠償責任

(7) 再委託の禁止

(8) 契約の解除

(9) 前各号に掲げるもののほか、委託契約の履行に関し必要な事項

(市税等の取扱方法)

第5条 市からコンビニエンスストア収納事務の委託を受けた収納代行業者(以下「受託者」という。)は、市が発行する市税等の納税通知書又は納入通知書(以下この項及び第8条第3項において「納税通知書等」という。)により、取扱店において市税等を収納するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを収納してはならない。

(1) バーコードの印字がないもの又は読取りが不可能なもの

(2) 金額、納税者又は納付者の氏名その他記載事項が訂正され、若しくは改ざんされたもの又は不明瞭なもの

(3) 分割納税又は分割納入するもの

(4) 取扱期間が経過しているもの

(5) 納税通知書等による方法又は納付書表示金額以外での支払

2 コンビニ本部は、その取扱店において市税等を収納したときは、領収証書に領収日付印を押し、納税者又は納付者に交付しなければならない。

(払込方法)

第6条 受託者は、前条の規定によりコンビニ本部を経由して収納した市税等を、市長があらかじめ指定する期日までに、会計管理者の指定する口座に払い込まなければならない。

2 受託者は、前項の規定により市税等の払込みをするときは、その都度、その内容を示す報告書を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。

(検査)

第7条 会計管理者は、必要があると認めるときは、コンビニエンスストア収納事務の処理の状況について、受託者に対し報告を求め、又は検査を行うことができる。

(受託者等の義務)

第8条 受託者並びにコンビニ本部及びその取扱店(以下「受託者等」という。)は、コンビニエンスストア収納事務を遂行するに当たり、津山市個人情報保護条例(平成15年津山市条例第2号)を遵守し、かつ、知り得た情報を他の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。委託期間の満了後又は委託契約の解除若しくは解約後についても同様とする。

2 受託者は、コンビニエンスストア収納事務の実施に際し事故が発生したときは、直ちに市長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 受託者等は、収納した市税等に係る納税通知書等の証拠書類を整理し、当該市税等を収納した日の属する年度の翌年度の初日から起算して、5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、コンビニエンスストア収納事務の委託に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月31日規則第17号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「。以下「政令」という。」を削る部分に限る。)並びに第2条第3号、第3条第1項及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 【参 考 法 令】

### ○地方自治法抜粋

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

### ○地方自治法施行令抜粋

(歳入の徴収又は収納の委託)

第二百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

一 使用料

二 手数料

三 賃貸料

四 物品売払代金

五 寄附金

六 貸付金の元利償還金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

(昭三八政三〇六・全改、昭六三政八七・平一四政三八五・平一五政二八・平一六政三四四・平一八政三六一・平二三政四一〇・一部改正)

第百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

- 2 前項の規定により地方税の収納の事務の委託を受けた者(以下のこの条において「受託者」という。)は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類に基づかなければ、地方税の収納をすることができない。
- 3 会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。
- 4 会計管理者は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、受託者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 5 監査委員は、第三項の検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。
- 6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

## ○国民健康保険法抜粋

(保険料の徴収の委託)

第八十条の二 市町村は、普通徴収の方法による保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。

## ○高齢者の医療の確保に関する法律抜粋

(保険料の収納の委託)

第百十四条 市町村は、普通徴収の方法によつて徴収する保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

## ○介護保険法抜粋

(保険料の徴収の委託)

第百四十四条の二 市町村は、普通徴収の方法によって徴収する保険料の収納の事務については、収入の確保及び第一号被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

## ○子ども・子育て支援法附則抜粋

(保育所に係る委託費の支払等)

第六条 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。（第2項～3項略）

4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。